

ゴミを捨てる際は

分別にご協力ください！

モバイルバッテリーなどリチウムイオン電池を使用した製品やカセットボンベ、スプレー缶、ライターなどについて、燃えるごみに混入して排出されたことが原因で、ごみ収集車や処理施設内での火災が全国各地で発生しています。



清美苑で火災が発生しました



先日、ごみ焼却場「清美苑」において、ごみの破砕などの処理工程において発火、火災が発生しました。後日実施した施設点検では、ライターやスプレー缶が燃えるごみの中に混入していた事が確認されております。

リチウムイオン電池などの充電式電池やカセットボンベ、スプレー缶、ライター等は、発火や爆発により、ごみの収集や施設の運営に影響が生じるだけでなく、けがや人命に関わる重大な事故へと発展するおそれがあります。

燃えるごみに 絶対に入れないでください



充電式電池



ライター



スプレー缶



カセットボンベ

これらを燃えるごみに混入させると、火災や爆発の原因となります。絶対に入れないでください。

充電式電池・ボタン電池の捨て方



発火の恐れがありますので、安全のため、端子部分にビニールテープを貼るなどして絶縁してください。充電式電池、ボタン電池、乾電池、使用済蛍光管、電球、体温計(水銀)については、随時ごみステーション内の専用容器または清美苑への直接搬入で無料回収を行っております。



小型家電の捨て方



充電式電池が使用されているゲーム機やノートパソコン等は、小型家電として埋立ごみの日に排出または清美苑へ直接搬入いただくか、販売店へご相談いただきますようお願いいたします。

ごみ出しの方法は、ごみ分別ガイドブックやごみ収集年間カレンダーに記載しておりますので、ご確認ください。

ガイドブックはこちら▶



清美苑への直接搬入時のお願い

- ✓ 直接搬入の際のダンボールの持ち込みについて、折りたたんでお持ち込みください。
- ✓ ダンボールに入れてお持ち込みいただいたごみ(混載したごみ)については、施設職員により中身を確認し分別しますので、ご了承ください。
- ✓ 直接搬入の際は、適切に分別したうえでお持ち込みいただきますようお願いいたします。
- ✓ 分別について、判断できない物については、施設職員にお尋ねください。
- ✓ 直接搬入時は、計量により所定の手数料をお納めいただきます。指定ごみ袋(可燃:黄、埋立:青)に入れて搬入された場合でも、計量による手数料が発生しますので、指定ごみ袋での直接搬入はお控えくださいようお願いいたします。
※市販のビニール袋等に入れて搬入してください。

〈お問い合わせ先〉

ごみ焼却場「清美苑」 ☎ 08514 - 6 - 1338 / 西ノ島町役場 環境整備課 ☎ 08514 - 6 - 1748

「母子父子寡婦福祉資金」 予約貸付受付中です

お申込み締切:令和 9 年 2 月 5 日(金)

母子父子寡婦福祉資金の予約貸付の申請を受付けています。

1. 対象者

令和 9 年 4 月の進学等を希望している

- 児童を扶養する母子家庭の母又は父子家庭の父
- 20 歳以上の子を扶養する寡婦
- 父母のない児童等

2. 対象となる資金 貸付はいずれも無利子です

貸付金名	主な内容
 修学資金	高等学校、大学、大学院、高等専門学校または専修学校に就学するための授業料、書籍代、交通費などに必要な資金
 修業資金	就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
 就学支度資金	就学、修業するために必要な入学金や被服などの購入資金

※就学先、自宅、自宅外通学など状況により貸付できる額が異なります。

3. 提出していただく書類等

必要な書類については、事前に相談してください。

- 貸付申請書*
- 戸籍謄本及び世帯全員の住民票
- 島根県税の納税証明書
- 前年の収入額が確認できる書類
(児童扶養手当証書の写しの提出をもってかえることができます)
- 修学修業先調書*
- 修学・修業のために必要な金額が分かる参考資料
- 口座振替申出書または公金受取口座の利用等届出書及び口座振替依頼書*

※の用紙は市町村役場にあります。

4. ご注意

- 島根県育英会等、母子父子寡婦福祉資金と併給ができない奨学金があります。
- 高等教育の修学支援新制度による奨学金、授業料減免等については、貸付限度額より給付額、減免額を控除した範囲で併給が可能です。
なお貸付申請後に新制度の決定を受けた場合は、当該決定通知書に基づき、役場健康福祉課へ届け出してください。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 健康福祉課 (電話：08514 - 6 - 0104)



8月28日～9月3日は 「こどもの人権相談」強化週間です



法務局では、こどもをめぐる様々な人権問題の解決を図るための取組の一つとして、下記のとおり、全国一斉「こどもの人権相談」強化週間を実施し、皆様方からの相談をお受けいたします。

学校での「いじめ」や家庭内における児童虐待など、学校生活や日常生活の中で悩みがある人やその保護者の方は、一人で悩まずにご相談ください。相談は無料で、相談内容についての秘密は厳守します。

- 実施日時 (1) 期間 8月28日(金)～9月3日(木)
(2) 時間 平日は午前8時30分～午後7時
土曜日・日曜日は午前10時～午後5時
- 相談方法 (1) 専用相談電話「こどもの人権110番」 ☎ 0120 - 007 - 110 (通話無料)
(2) 法務局 LINE じんけん相談
検索 ID ▶ @linejinkensoudan
- 相談員 人権擁護委員 または 法務局職員
- お問い合わせ先 松江地方法務局 人権擁護課
☎ 0852 - 32 - 4260

こどもの人権110番

0120-007-110

(全国共通・無料)